

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2014年4月）傍聴
日 時： 2014年4月22日（火）～4月25日（金）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 田野 雄一

IASB 会議（2014年4月）傍聴報告

日時：2014年4月22日（火）～4月25日（金）

（4月23日（水）のリースのセッションのみ FASB との合同会議であり、それ以外は IASB 単独の会議であった。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014年4月22日から25日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 調査研究プログラム——アップデート（アジェンダ・ペーパー13）
- リース（アジェンダ・ペーパー3）
- 農業：果実生成型植物（アジェンダ・ペーパー14）
- 狭い範囲の修正——IFRS 第10号「連結財務諸表」及び IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（アジェンダ・ペーパー12G）
- 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）
- 個別財務諸表における持分法（アジェンダ・ペーパー15）
- 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）
- 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
- 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
- IFRS IC の論点（アジェンダ・ペーパー12）
- 狭い範囲の修正——IFRS 第2号「株式に基づく報酬」（アジェンダ・ペーパー12）

【4月22日（火）】

■ 調査研究プログラム（アジェンダ・ペーパー13）

調査研究プログラム

スタッフは、IASB の調査研究プログラムに関するアップデートを行った。このセッションの最初の部分が焦点を当てたのは、プログラムの目的及び IASB が財務報告の潜在的な変更に対処する方法に対して行っている変更であった。プログラムは、検討対象とする財務報告上の論点の明確化と理解に特に重点を置いている。一般的なアプローチでは、まず問題を理解してから解決策の候補を評価することになる。IASB は、この分析を使用して、IFRS の変更を公開草案の形で提案すべきかどうかを決定することになる。

資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクト：プロジェクト計画

このセッションの次の部分で IASB は、このプログラムに関する各プロジェクトについて予定している範囲と次のマイルストーンに関するアップデートを検討した。また、IASB は、資本の特徴を有する金融商品（FICE）に関するディスカッション・ペーパーについての予備的な計画を検討した。

このセッションの最後の部分では、基準設定プロセスに情報を与えるために証拠の利用を拡大する取組みに焦点を当てた。これに関して、IASB は、IASB のウェブ・ベースのリサーチ・センターの発足に関するアップデートを受けた。リサーチ・センターは、IASB にとって有用となり得る調査研究の促進に特に焦点を当てている。

このセッションは情報提供だけの目的であり、何も決定事項はなかった。

■ リース（IASB 単独の教育セッション）（アジェンダ・ペーパー3）

2014年4月22日にIASBは、リースに関する提案についての教育セッションを開催した。IASBは以下の事項を議論した。

- a. リースの条件変更及び契約の結合
- b. 変動リース料
- c. 実質的な固定支払
- d. 割引率

何も決定事項はなかった。

【4月23日（水）】

■ 農業：果実生成型植物（アジェンダ・ペーパー14）

2014年3月会議でIASBは、果実生成型植物に関する限定的範囲のプロジェクトに関する技術的な議論を完了した。したがって、IASBは、これまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューし、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第41号「農業」の最終の修正の書面投票プロセスをスタッフが開始すべきかどうかを決定するために4月23日に会合した。

デュー・プロセスのステップ及び書面投票の許可

IASBは、提案を開発する際に実施したデュー・プロセスのステップを検討した。IASBメンバー全員が、IASBはこれまで本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステッ

プのすべてを完了していることに納得している旨を確認した。したがって、IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正の書面投票プロセスの開始をスタッフに指示した。2名の IASB メンバーが、最終の修正の公表に反対する意向を示した。

さらに、IASB は、修正の発効日は 2016 年 1 月 1 日とすべきである（早期適用を認める）と決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

スタッフは、IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正の書面投票プロセスを開始する。修正は 2014 年 6 月下旬に公表予定である。

■ 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

デュー・プロセス及び書面投票の許可

IASB は、料金規制対象活動に関するディスカッション・ペーパーについて書面投票の段階に進むようにスタッフに指示すべきかどうかを検討した。しかし、IASB は、ディスカッション・ペーパーの目的を明確化し利害関係者から求めようとしているフィードバックの内容を明確化するには、さらに議論が必要であると決定した。

次のステップ

スタッフはディスカッション・ペーパーの文案作成を継続する。IASB は今後の会議で書面投票プロセスを再検討する。

■ IFRS IC の論点 - 投資企業（アジェンダ・ペーパー12G）

IASB は、これまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューし、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の狭い範囲の修正案「投資企業に対する持分の会計処理と連結免除の適用の明確化」の書面投票プロセスをスタッフが開始すべきかどうかを決定するために 4 月 23 日に会合した。

従ったデュー・プロセスの要約

IASB メンバー全員が、IASB はこれまで本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していることに納得している旨を確認した。したがって、公開草案の書面投票プロセスの開始をスタッフに指示した。2名の IASB メンバーが、公開草案において代替的見解を表明するかどうかを、修正案と結論の根拠の文案を読んだ後に決定する意向を示した。

さらに、IASB は、公開草案には少なくとも 90 日のコメント期間を設けることを暫定的に

決定した。IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。IASBは2014年6月に公開草案を公表する予定である。

■ 個別財務諸表における持分法（アジェンダ・ペーパー15）

IASBは2014年4月23日に会合し、公開草案「個別財務諸表における持分法」（IAS第27号「個別財務諸表」の修正案）での提案に関する再審議を継続した。IASBは、以下の事項を議論した。

- a. 経過措置
- b. 回答者からの他の事項に関するコメント
- c. 修正案の最終確定か再公開か
- d. 最終の修正の強制発効日
- e. これまでに実施したデュー・プロセスのステップの確認

経過措置及び回答者からの他の事項に関するコメント

IASBは、コメントレターのフィードバックを議論した。その中には、追加的な移行時の救済を求める要望、企業に方法の自由選択を認める（あるクラスのすべての投資に単一の方法の適用を要求するのではなく）という要望、個別財務諸表の定義を修正すべきだという要望、配当についての追加的なガイダンスの要望などがあった。IASBは、当初の提案のとおり修正を最終確定することを暫定的に決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

最終確定か再公開か

IASBは、IAS第28号の修正を一般のコメントを求めるため再公開する必要があるかどうかを検討した。「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件を検討した後、IASBは、再公開は不要であると結論を下した。IASBメンバー全員が賛成した。

最終の修正の強制発効日

IASBは、修正の強制発効日は2016年1月1日とすべきであると暫定的に決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

これまでのデュー・プロセスのステップ及び準拠の確認

IASBは、本プロジェクトに関してこれまでに実施したデュー・プロセスのステップを検討した。IASBメンバー全員が、IASBはこれまで本プロジェクトに関して必要なデュー・プ

プロセスのステップのすべてを完了していることに納得している旨を確認した。したがって、IAS 第 27 号の修正の書面投票プロセスの開始をスタッフに指示した。

次のステップ

スタッフは、IAS 第 27 号の修正の書面投票プロセスを開始する。修正は 2014 年の第 3 四半期に公表予定である。

■ リース（FASB との合同会議）（アジェンダ・ペーパー3）

2014 年 4 月 23 日に、FASB と IASB（両審議会）は 2013 年 5 月の公開草案「リース」における提案の再審議を継続した。具体的には、以下のトピックを議論した。

- a. リースの条件変更及び契約の結合
- b. 変動リース料
- c. 実質的な固定支払
- d. 割引率

リースの条件変更及び契約の結合

両審議会は、リースの条件変更を、リースの当初の条件の中には存在しなかった変更として定義することを暫定的に決定した。また、両審議会は、条件変更の実質を形式よりも優先すべきであることも暫定的に決定した。14 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。

両審議会は、以下の場合には、借手と貸手の双方が、リースの条件変更を新規のリースとして当初のリースとは別個に会計処理すべきであると暫定的に決定した。

- a. リースが、当初のリースに含まれていなかった追加的な使用権資産を借手に付与している。
- b. その追加的な使用権資産が、(当該特定の契約との関連において) 単独の価格と同等の価格付けがされている。

14 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。

リースの条件変更のうち別個の新規のリースとして会計処理しないものについて、両審議会は、次の事項を暫定的に決定した。

- a. リースの条件変更がリースの範囲又は対価の変動を生じる場合には、借手は、リース負債の再測定を、条件変更の発効日に算定した割引率を用いて行うべきである。リースの範囲を拡大するか又はリースに支払われる対価を変更する条件変更については、借手は、対応する修正を使用権資産に対して行うべきである。リースの範囲を縮小する条件変更については、借手は、リースの一部又は全部の終了を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額し、範囲の縮小に比例して利得又は損失を認識すべきである。

12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

- b. 貸手は、以下の会計処理を行うべきである。
- i. タイプ B のリースへの条件変更を、条件変更の発効日から実質的に新規のリースとして（当初のリースに係る前払又は未払のリース料を条件変更後のリースに対するリース料の一部と考える）
 - ii. タイプ A のリースへの条件変更を、IFRS 第9号「金融商品」（IFRS）又はトピック 310「債権」（US GAAP）に従って

12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、最終の「リース」基準に契約の結合に関するガイダンスを含めることを暫定的に決定した。どのような場合に複数の契約を単一の取引と考えるべきなのかを示すものである。こうしたガイダンスは、公表予定の収益認識基準に含まれるガイダンスと同様のものとなる。12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

変動リース料

両審議会は、指数又は率に応じて決まる変動リース料だけをリース資産及びリース負債の当初測定に含めるべきであると暫定的に決定した。また、企業がそれらのリース料総額の測定をリース開始時の指数又は率を用いて行うべきであることも暫定的に決定した。13名のIASBメンバーと5名のFASBメンバーが賛成した。

IASB は、借手は、指数又は率に応じて決まる変動リース料の見直しを、借手が他の理由（例えば、リース期間の見直し）によりリース負債を再測定する場合、及び、参照する指数又は率の変更により生じるキャッシュ・フローの変動がある場合（すなわち、リース料総額の修正が効力を発する時）に行うべきであると暫定的に決定した。15名のIASBメンバーが賛成した。

FASB は、借手は、借手は指数又は率に応じて決まる変動リース料の見直しを、借手が他の理由（例えば、リース期間の見直し）によりリース負債を再測定する場合にだけ行うべきであると暫定的に決定した。5名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、貸手には、指数又は率に応じて決まる変動リース料の見直しを要求すべきではないと暫定的に決定した。12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

実質的な固定支払

両審議会は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 実質的な固定支払である変動リース料をリース料総額の定義に含めるべきであるという原則を維持し、追加的な明確化ガイダンスを設ける。
- b. 一部の変動リース料は実質的な固定支払であるという考え方が現行の実務において存在している旨を、結論の根拠に記載する。

IASB メンバー全員と 7 名の FASB メンバーが賛成した。

割引率

割引率の算定に関して、両審議会は次の事項を暫定的に決定した。

- a. 借手の追加借入利率の定義において「価値」が何を指しているのかを適用ガイダンスの中で明確化するが、それ以外では 2013 年 5 月の公開草案における定義を変更しない。
- b. 現在の貸手のガイダンスと整合的に、貸手が借手に課す利率をリースの計算利率として記述する。
- c. リースの計算利率の算定の際に、貸手の当初直接コストを含める。

15 名の IASB メンバーと 6 名の FASB メンバーが賛成した。

割引率の見直しに関して、両審議会は次の事項を暫定的に決定した。

- a. 借手に割引率の見直しを要求するのは、リース期間の変更がある場合又は借手が原資産を購入するオプションを行使することが合理的に確実なのかどうかの評価の変更がある場合のいずれかだけとする。15 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。
- b. 貸手には割引率の見直しを要求しない。IASB メンバー全員と 7 名の FASB メンバーが賛成した。

次のステップ

両審議会は、2013 年 5 月の公開草案に関する合同の再審議を今後のボード会議で継続する。

【4月24日（木）】

■ 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

2014 年 4 月 24 日に IASB は、「概念フレームワーク」プロジェクトに関する再審議の戦略、及び「概念フレームワーク」の目的と位置付けを議論した。

アジェンダ・ペーパー10A：再審議の戦略

IASB は「概念フレームワーク」の再審議の戦略案を暫定的に承認した。負債と持分、測定、純損益とその他の包括利益（OCI）に関する領域を個別に議論した（以下を参照）。

IASB は再審議の日程も暫定的に承認した。

アジェンダ・ペーパー10B：初期的な戦略：負債と持分

IASB は、「概念フレームワーク」は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- 現在の負債と持分の 2 区分を維持し、ディスカッション・ペーパーに関して寄せられたフィードバックを基礎として負債と持分の定義を開発すべきである。

- 負債と資本性金融商品とを区別する方法に関する詳細なガイダンスは設けるべきでない。

アジェンダ・ペーパー10C：初期的な戦略：測定

IASB は、測定に関する追加的な調査研究は実施せず、ディスカッション・ペーパーでの提案を基礎とし、寄せられたフィードバックに照らして修正することを暫定的に決定した。

アジェンダ・ペーパー10D：初期的な戦略：純損益とその他の包括利益

IASB は、純損益とその他の包括利益（OCI）との区別を開発する方法を議論した。IASB はスタッフに、企業の業績に関する主要な情報源としての純損益の役割を強調し、OCI を使用できる方法に関するハイレベルなガイダンスを IASB に提供するアプローチを開発するよう指示した。

アジェンダ・ペーパー10E：「概念フレームワーク」の目的と位置付け

IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 「概念フレームワーク」の目的は、次のような概念の識別とすべきである。
 - i. IASB が基準の開発及び改訂する助けとなる
 - ii. 特定の取引、事象又は状況に当てはまる基準がない場合に作成者が会計方針を策定する助けとなる
 - iii. すべての当事者が基準を理解し解釈する助けとなる
- b. 「概念フレームワーク」の現在の位置付け（すなわち、「概念フレームワーク」は基準ではなく、個別の基準の要求事項に優先するものではない）を維持すべきである。
- c. 作成者が「概念フレームワーク」の特定の諸側面を適用することを制限されるべきではない。
- d. 限定的なケースで、IASB が「概念フレームワーク」の諸側面から離脱する場合がある。IASB が離脱を行う場合には、IASB はその離脱を、対象となる基準に関する結論の根拠の中で説明すべきである。

IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

5月の会議でIASBは、以下の事項を議論する予定である。

- 資産及び負債の定義
- 認識
- 負債と持分の区別
- 報告企業
- 現在の「概念フレームワーク」の第1章「一般目的財務報告の目的」及び第3章「有

用な財務情報の質的特性」の変更を行うかどうか

- 継続企業

■ 保険契約（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー2）

2014年4月24日にIASBは、2013年公開草案「保険契約」（2013年ED）での5つの対象とされた提案のうちの1つである保険契約収益に関する教育セッションを開催した。

何も決定事項はなかった。

【4月25日（金）】

■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

開示に関する取組み——開示原則：プロジェクトの範囲決定

IASBは2014年4月25日に会合し、開示原則の調査研究プロジェクトの範囲を議論した。このプロジェクトはIASBの開示に関する取組みの一部となる。

開示原則の調査研究プロジェクトの目的は、基準レベルのプロジェクトの基礎となり得るIFRSにおける開示に関する原則を識別し開発することである。この調査研究は、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における全般的な要求事項の見直しに焦点を当てる。この調査研究の成果は、2015年末までに公表する予定のディスカッション・ペーパーの基礎となる。

IASBは、以下のトピックの調査を行うことを決定した。

- a. 注記の開示原則。以下のトピックを含む。
 - i. 目的及び境界
 - ii. 編成、場所、形式及び情報の繋がりに関する原則
- b. 完全な1組のIFRS財務諸表における情報。以下のトピックを含む。
 - i. IFRSに準拠しない財務情報の表示及び開示
 - ii. 比較情報
- c. 差別的開示及び比例性
- d. キャッシュ・フロー報告
- e. 期中財務情報の開示

IASBは、調査研究がまず焦点を当てるべきなのは（a）注記の開示原則と（b）完全な1

組の IFRS 財務諸表における情報であることを留意した。

また、IASB は、調査研究フェーズでは、IASB が基準レベルのプロジェクトに直ちに昇格させる可能性のある、開示要求のいくつかの改善を識別する可能性があることも認識した。

次のステップ

IASB は、編成、場所、形式及び情報の繋がり（特に、財務諸表における相互参照の使用）に係る開示原則についての調査研究の結果を、2014 年の第 3 四半期に検討する。

■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASB は 2014 年 4 月 25 日に会合し、2013 年 ED における 5 つの対象とされた提案の 1 つである保険契約収益を議論した。IASB は、2013 年 ED に対して提起された他の論点（5 つの対象とされた提案に関連しない論点）に対するアプローチ案についても議論した。

保険契約収益

IASB は、以下の事項について 2013 年 ED の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 企業は、保険契約収益及び費用を包括利益計算書に表示すべきである（2013 年 ED の第 56 項から第 59 項及び B88 項から B91 項での提案のとおり）
- b. 企業は、以下を開示すべきである。
 - i. 保険契約資産又は負債の内訳項目を区分して期首残高と期末残高を調整する調整表（2013 年 ED の第 76 項）
 - ii. 当期に受け取った保険料から当期の保険契約収益への調整表（2013 年 ED の第 79 項）
 - iii. 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いたインプット（2013 年 ED の第 81 項(a)）
 - iv. 当期に当初認識した保険契約が、財政状態計算書に認識される金額に与える影響（2013 年 ED の第 81 項(b)）

15 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは反対した。

さらに、IASB は、企業が保険料に関する情報を包括利益計算書に表示することを、その情報が収益について一般的に理解されている考え方と整合しない場合には、禁止すべきであることを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。3 名の IASB メンバーは反対した。

対象外とされていた論点に対するプロジェクト計画

IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 対象外とされていた以下の論点を今後の会議で検討する。
- i. 2013年EDでの「会計単位」と「ポートフォリオ」への言及、及びIASBの意図の明確化及び整合性の向上が可能かどうか。
 - ii. 観察可能な市場データがほとんど又は全くない場合の長期契約に係る割引率に関する追加的なガイダンスを設けるかどうか。
 - iii. いくつかの状況において、契約上のサービス・マージンの非対称的な取扱いのために、保険契約と再保険契約の間に経済的ミスマッチではなく会計上のミスマッチがあるかどうか。そうである場合には、こうしたミスマッチを軽減できるかどうか。
 - iv. 契約上のサービス・マージンの適切な配分パターンに関する追加的なガイダンスを設けるかどうか。
 - v. 具体的な契約についての重要な保険リスクの定義に関するガイダンスを設けるかどうか。
 - vi. ポートフォリオ移転及び企業結合に関する要求事項の単純化及び明確化が可能かどうか。
 - vii. 固定料金のサービス契約に対する選択肢を設けるかどうか。
- b. 対象外とされていた他の論点（以下に関する論点を含む）については今後の会議で検討しない。
- i. 開示
 - ii. 保険料配分アプローチ
 - iii. 保険契約の結合
 - iv. 特定の契約についての契約の境界線
 - v. アンバンドル — 一方が失効すると他方も失効するという要件
 - vi. 出再手数料の取扱い
 - vii. 割引率 — トップダウンとボトムアップのアプローチ
 - viii. 測定に含める税金
 - ix. 契約上のサービス・マージンとその他の包括利益の統合

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。2名のIASBメンバーは反対した。

次のステップ

IASBは、保険契約プロジェクトに関する再審議を2014年5月の会議で継続する。

■ IFRS ICの論点（アジェンダ・ペーパー12）

ペーパー12B

スタッフは、2013年の解釈指針委員会の活動の要約をIASBに説明した。これには、解釈指針委員会に提出される論点を生じることが多かった基準に関する情報及び解釈指針委員会が論点にどのように対処したのかに関する分析が含まれていた。IASBは、この情報の一部をIFRS財団の2013年アニュアル・レポートに記載するよう求めた。

狭い範囲の修正——IFRS第2号「株式に基づく報酬」（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは2014年4月25日に会合し、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正案に関する審議を継続した。この修正は、解釈指針委員会からIASBに提案されていたものである。今回の会議でIASBは以下の事項を議論した。

- a. 株式に基づく報酬のうち、決済方法が将来の事象を条件とするものの会計処理
- b. 株式に基づく報酬の現金決済型から持分決済型への条件変更の会計処理
- c. IFRS第2号の狭い範囲の修正の経過措置

株式に基づく報酬のうち、決済方法が将来の事象を条件とするものの会計処理

IASBは、決済方法が将来事象を条件とする株式に基づく報酬の分類に関するガイダンスの提供について解釈指針委員会が提案したアプローチを議論した。そのアプローチは、株式に基づく報酬取引は、どちらの決済方法の可能性が高いのかに応じて、全体を現金決済型又は持分決済型のいずれかに分類すべきだというものであった。

一部のIASBメンバーは、修正案はIAS第32号の要求事項と不整合となる負債と持分の区別に対する原則を導入することになると懸念した。彼らは、負債の定義が「概念フレームワーク」プロジェクトで議論されていることも指摘している。このため、IASBは、この論点についてはIFRS第2号の修正を提案しないことを決定した。

9名のIASBメンバーが賛成した。

株式に基づく報酬の現金決済型から持分決済型への条件変更の会計処理

IASBは、現金決済型の株式に基づく報酬の条件変更のうち、現金決済型から持分決済型に分類が変更される結果となるものの会計処理の明確化について解釈指針委員会が提案したアプローチを議論した。IASBは、IFRS第2号にガイダンスを追加して、以下の事項を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 株式に基づく報酬取引は、条件変更の結果として付与される資本性金融商品の条件変更日の公正価値を参照して測定することになる。
- b. 当初の現金決済型の株式に基づく報酬に関して認識した負債の認識の中止を条件変更時に行い、持分決済型の株式に基づく報酬を、条件変更日までにサービスが提供され

た範囲で認識すべきである。

- c. 条件変更日現在での負債の帳簿価額と同日現在で資本に認識している金額との差額を、直ちに純損益に計上すべきである。

IASB メンバー全員が賛成した。

IFRS 第2号の狭い範囲の修正の経過措置

IASB は、IFRS 第2号の修正案は将来に向かって適用すべきであると暫定的に決定した。この決定にかかわらず、IASB は、企業が遡及適用に必要な情報を有している場合には、企業が適用されるすべての修正を遡及適用することを認めるべきであると暫定的に決定した。

IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

スタッフは、このプロジェクトに関して実施したデュー・プロセスのステップの要約を今後の IASB 会議で提示する。

以上

付録 スケジュール

4月22日（火）：すべてIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
15:00-16:00	調査研究プログラム
16:00-16:15	休憩
16:15-17:35	リース（教育セッション）

4月23日（水）：リース以外はIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
11:00-11:03	農業：果実生成型植物
11:03-11:30	料金規制対象活動
11:30-11:37	IFRS ICの論点 - 投資企業
11:37-12:15	個別財務諸表における持分法
12:15-13:00	昼食
13:00-15:07	リース（FASBとの合同会議）
15:07-15:22	休憩
15:22-17:22	リース（FASBとの合同会議）

4月24日（木）：すべてIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
9:00-10:30	概念フレームワーク
10:30-10:45	休憩
10:45-11:48	概念フレームワーク
11:48-13:00	昼食
13:00-14:20	保険契約（教育セッション）

4月25日（金）：すべてIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
9:00-9:50	開示に関する取組み
9:50-10:00	休憩
10:00-11:50	保険契約
12:00-13:00	昼食
13:00-13:45	IFRS ICの論点